


所管部課	会計課	部長	並木 俊則	
件名	東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について			
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条 例 規 則	東大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱 東大和市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱		
	部 課 機 関	福祉推進課、子育て支援課		
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 平成27年度中に支払を予定する臨時福祉給付金、及び子育て世帯臨時特例給付金において、申請者が窓口現金受領を希望した場合に支給を可能とするため、特例で資金前渡により支払ができるよう附則を改正する。</p> <p>(2) 主な改正内容 附則の第4項を次のとおり改める。 (資金前渡の特例) 4 平成27年度に実施する次に掲げる事業に係る給付金のうち、当該事業の対象者からの申請に基づき現金支払をする必要があるものは、その資金を前渡することができる。 (1) 東大和市臨時福祉給付金支給事業（消費税及び地方消費税の税率の引上げによる低所得の住民への影響を緩和するため、市が臨時的に給付金を支給する事業をいう。） (2) 東大和市子育て世帯臨時特例給付金支給事業（消費税及び地方消費税の税率の引上げによる子育て世帯の住民への影響等を踏まえ、市が臨時特例的に給付金を支給する事業をいう。）</p> <p>(3) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 現金受領を希望する申請者も支給が可能となる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） ・文書課にて事前審査済み</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議付議後、起案処理により改正の事務手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。